

2015年1月7日
日興アセットマネジメント株式会社

「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型」 高金利海外債券の連動目標指数における構成見直しについて

当ファンドは、組み入れる3資産がそれぞれの市場に連動する投資成果となることをめざして、運用を行なっております。この度、海外債券のうち「高金利海外債券*」部分における連動目標指数である「パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)」の指数構成国が、年1回の定期見直しにより、以下の通り変更となりました。これに伴ない、当該指数との連動をめざす当ファンドの「高金利海外債券*」部分においても、組入債券の構成比率を見直すことと致しましたので、ご報告いたします。

当ファンドでは、今後も、「安定性」と「収益性」の両立をめざしながら、中長期的な信託財産の成長を図ってまいりますので、引き続き、ご愛顧くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上

* 当ファンドの「高金利海外債券」部分においては、「高利回りソブリン債券インデックスファンド」への投資を通じて、当該市場に連動する投資成果をめざします。

高金利海外債券の連動目標指数*における国別構成比率

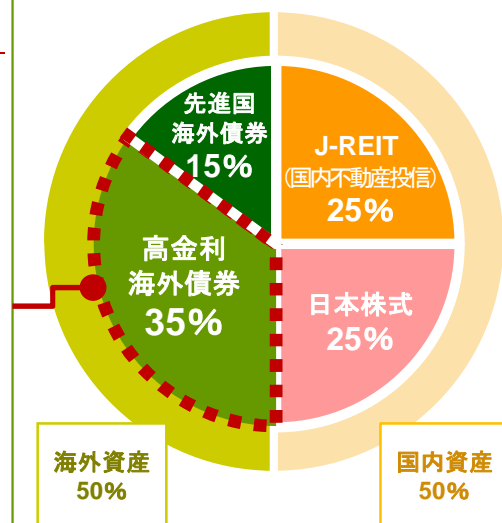
* パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)

今回は、投資国は入れ替えず、比率の調整のみとなりました。

【2014年】		【2015年】	
国名	比率	国名	比率
英国	20.00%	英国	20.00%
ブラジル	20.00%	ブラジル	20.00%
ロシア	20.00%	ロシア	20.00%
オーストラリア	16.98%	オーストラリア	17.08%
インドネシア	9.66%	インドネシア	9.75%
トルコ	8.91%	トルコ	9.01%
南アフリカ	4.45%	南アフリカ	4.16%

※上記データは「パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)」のデータをもとに日興アセットマネジメントが作成。
※上記表中の数字は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。
※上記データは「高利回りソブリン債券インデックスファンド」の実際の組み入れや、将来の運用成果等を示唆するものではありません。また、当該ファンドへの投資においては、原則として7カ国への配分を維持しますが、流動性や金利状況などを勘案して、7カ国としない場合があります。

■ファンドの基本組入比率



※上記は、2014年12月末の基本組入比率であり、将来変更となる場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

「パークレイズ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)」は、日本を除くG20の国々(ただし、ユーロ建て国からはドイツのみ)のうち、金利の高い上位7カ国のソブリン債券で構成されます。具体的には、格付け基準(BBB一格以上・原則年1回見直し)を加味した上で、パークレイズが算出する国債インデックス利回りで順位付けして決定され、7カ国のうち少なくとも2カ国は先進国が選ばれます。

※上記のグラフおよびデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。 1/5

当資料は、投資者の皆様へ「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型(愛称:財産3分法ファンド)」へのご理解を高めいただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

- 投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- 当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】

- 不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

【流動性リスク】

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

【信用リスク】

- 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
(次ページに続く) 2/5

(前ページから続く)

【為替変動リスク】

- 一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

【カントリー・リスク】

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

- 当資料は、投資者の皆様へ「財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)資産成長型<愛称:財産3分法ファンド>」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様へ帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

■お申込メモ

商品分類	追加型投信／内外／資産複合
ご購入単位	購入単位につきましては、販売会社ないしは委託会社の照会先にお問い合わせください。
ご購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
ご購入不可日	購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託期間	2019年7月10日まで(2009年8月7日設定)
決算日	毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
ご換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
ご換金不可日	換金請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、換金請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。※配当控除の適用はありません。※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要 お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

＜お申込時、ご換金時にご負担いただく費用＞	
購入時手数料	購入時手数料率は、 <u>3.24%</u> (<u>税抜3.0%</u>)を上限として販売会社が定める率とします。※分配金再投資コースの場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金時の基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額
＜信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用＞	
信託報酬	純資産総額に対して、 <u>年率1.026%</u> (<u>税抜0.95%</u>)を乗じて得た額
その他費用	目論見書などの作成・交付にかかる費用および監査費用などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u> が信託財産から支払われます。組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に <u>0.54</u> (<u>税抜0.5</u>)を乗じて得た額)などについては、その都度、信託財産から支払われます。※組入有価証券の売買委託手数料などは、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。
※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。	
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。	

■委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会
受託会社	野村信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については、下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] http://www.nikkoam.com/ [コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時~午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○
株式会社秋田銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第2号	○		
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○		○
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第2号	○		
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○		

(50音順、資料作成日現在)